提供日 2022/07/04

タイトル 熱海土石流災害に係る県への訴訟提起

担 当 経営管理部 総務局法務課

連 絡 先 経営管理部総務局法務課

TEL 054-221-3736



Shizuoka Prefecture

## 熱海土石流災害に係る県への訴訟提起についての知事コメント

- ・熱海土石流災害の御遺族、被害者の皆様が、国家賠償法に基づき、県と熱海市に対する損害賠償訴訟を提起されるとの報告を受けた。
- ・県への訴訟提起については、御遺族、被害者の皆様のお気持ちを真摯に受け止めたいと考えている。
- ・現在係属中の前・現所有者らに対する民事訴訟の原告側への「補助参加」については、新しい状況変化等も踏まえて、さらに検討していく。
- ・係属中の民事訴訟については、原告側に寄り添った対応として、最もよい方法を 検討していくというスタンスに変わりはない。